防の動き

357号 平成12年11月

緊急消防援助隊の全 国合同訓練が先月実施 されました。ご承知の とおり、緊急消防援助 隊は阪神・淡路大震災 の教訓を踏まえて、大 災害時の広域消防応援 の仕組みとして整備さ れたものであり、本年

緊急消防援助隊と US&R について



渡邉 洋己

広域消防応援対策官

の有珠山火山災害、鳥取県西部地震においても 出動したところです。大災害時に迅速かつ的確 に対応するため、全国合同訓練、ブロック訓練 等により出動体制や連携体制の向上を進めると ともに、部隊数の増加等の充実強化を進めてい ます。

このような時期、米国の FEMA (連邦緊急 事態管理庁)を訪問し、我が国の緊急消防援助 隊に相当する US&R (Urban Search & Rescue: 都市検索救助隊) について意見交換する機会を 得ました。US&Rは、全米の有力な28の消防本 部等に62名の隊が各1隊(交替要員を含めると

 $62 \times 3 = 186名$) ずっ 設置されているもので あり、米国内の災害に 際して、近傍の空港に 参集し輸送機を利用し て展開する部隊です。 我が国とは事情の異な る部分はあるものの参 考となる部分も多々あ

りました。例えば、各隊の構成を母体の消防本 部等の規模にかかわらず完全に規格化し統一し ていること、出動する62名を明確に31人ずつの 12時間交替2シフトとして現場活動に当たらせ ること、消防職員以外の隊員として、医師、建 築構造専門家及び重機操縦者を各2名、救助犬 ハンドラー4名を含んでいることなどです。

米国以外にも、各国に様々な広域的な活動体 制があります。各国の制度も参考とし、運用面 を含め緊急消防援助隊の一層の充実強化を進め る必要があると考えております。

\$ (C	
◆巻頭言・・・・・・広域消防応援対策官◆緊急消防援助隊全国合同訓練の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\frac{1}{2}$
●平成12年度消防庁関係補正予算(案)の概要等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
▶ ●北から南から 次世代が歩むべき道標となるために」	9
	14 15 16
- 「日久日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	17 18
●最近の行事から ・平成12年消防関係者秋の叙勲伝達式···········総務 務 課 ・平成12年度消防功労者自治大臣表彰式·····・総務 務 課	19 20
・平成12年度原子力防災訓練の結果特 殊 災 害 室 ・トップマネージャーセミナー(フィリピンの消防行政に携わる幹部 職員との交流セミナー)の実施消 防 課	21 23
職員との交流セミナー)の実施消 防 課・第48回全国消防技術者会議の結果消 防 研 究 所・全国消防操法大会消 防 課	24 25
・全国火災予防運動防火ポスターモデル(袖戸みゆきさん)による	26
消防大学校訪問と消火訓練····································	27 29
・平成12年10月の主な通知・通達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30

緊急消防援助隊全国合同訓練の結果

救急救助課

国内における地震等の大規模災害の発生に際し、被災地の消防の応援のために速やかに被災地に赴き、人命救助活動等を行うことを任務とする緊急消防援助隊の全国合同訓練が、去る10月23日(月)と翌24日(火の両日、東京都江東区有明において、消防庁及び全国消防長会の共催により実施されました。

今回の全国合同訓練は、緊急消防援助隊の活動体制の再検証を行うとともに、新たな世紀を迎える広域的な消防防災体制の姿を国民に認識していただくことを目的として、同隊が発足した平成7年の全国合同訓練以来5年ぶりに実施したものです。

全国の148消防本部から206隊、1,922人の隊員(訓練係員を含む。)、消防車両189台、消防・防災へリコプター17機が参加し、1日目には参集訓練及び野営訓練を行い、2日目には皇太子殿下のご臨席を賜り、また各界からのご来賓のご出席をいただいて、19の具体的な災害場面を想定した、車両、ヘリコプター及び各種資機材を活用した機動的な連携訓練を行いました。

平成12年には、有珠山、三宅島の火山噴火、 伊豆諸島の群発地震、鳥取西部地震、さらには、 東海地方を中心とした豪雨災害などが発生して おり、広域的な消防防災体制の強化の必要性が 改めて認識されています。

緊急消防援助隊は、今後、複雑・多様化する 災害に対応するため、石油・化学火災、毒劇物 ・放射性物質災害等の特殊災害へ対応する特殊 災害部隊の創設、救助、救急、消火部隊の増強、 各種装備の整備の推進等の活動体制の充実を図 って参ります。

《緊急消防援助隊全国合同訓練実施結果》

1. 日時

平成12年10月23日(月)12時00分から翌24日(火) 12時30分まで

·野営訓練:23日17時00分~翌朝8時00分

· 合同訓練:24日10時00分~12時30分

2. 場所

東京都江東区有明二丁目1番22号及び24号 (東京都港湾局用地)

3. 参加消防本部及び隊員数

148消防本部、1,922人

4. 参加消防車両、ヘリコプター数

車両189台、ヘリコプター17機

5. 合同訓練実施内容

- ① 先遣隊活動訓練
- ② 指揮支援本部運用訓練
- ③ 応急救護所運営訓練
- ④ 通行障害排除訓練
- ⑤ がれき下車両救出救護訓練

- ⑥ 列車事故救出救護訓練
- ⑦ 地割れ、陥没からの救出救護訓練
- ⑧ 木造倒壞建物救出救護訓練
- ⑨ 倒壊ビル救出救護訓練
- ⑩ 危険物火災対応訓練
- ① 高速道路崩壊救出救護訓練
- (12) 毒·劇物対応訓練



消防資機材を御視察される皇太子殿下



ヘリコプター空中消火訓練

- (13) 地下街崩壊現場からの救出訓練
- ⑭ トンネル崩壊事故救出訓練
- ⑤ 座屈ビル建物救出救護訓練
- 16 高層建物救出救護訓練
- ① ヘリ搬送傷病者搬送訓練
- ⑧ ヘリコプター空中消火訓練
- 19 大規模火災消火訓練



倒壊ビル救出救護訓練



大規模火災消火訓練

平成12年度消防庁関係補正予算(案)の概要等

総務課

○ 平成12年度補正予算(案)について

「日本新生のための新発展政策」(10月19日経済対策閣僚会議決定)のとりまとめを受けて編成された平成12年度補正予算案(一般会計予算歳出の追加額5兆8166億円、歳出の修正減少額1兆334億円、総額4兆7832億円)が、11月10日に閣議決定され、同日、国会に提出されました。

このうち消防庁所管分は、「社会資本整備費」のうち「情報通信技術(IT)特別対策事業」として「インターネットを活用した被災住民向け災害情報システムの開発」など(後述2の(1)及び(2))で2億84百万円を、「防災特別対策事業」として消防補助金など(後述1及び2の(3))で45億15百万円を、総額で47億99百万円を計上しています。

その具体的な内容については、以下のとおりですが、特に消防補助金については、昨年の第2次補正額(43億52百万円)を上回る44億30百万円を確保しておりますので、各地方公共団体におかれましては、地域の消防防災体制の整備のために、今回の補正予算を積極的に活用いただきますようお願いいたします。

なお、今回の補正予算に関連して生じる地 方負担(消防補助金の補助裏)については、 原則として、地方債の充当率を80%とし、そ の元利償還金の全額について、後年度基準財 政需要額に算入(80%を公債費方式、20%を 単位費用により措置)するほか、地方負担の うち残余の20%に相当する額については、平 成12年度に限り、基準財政需要額の算定方法 の特例として「臨時経済対策費」を設けるこ とにより、基準財政需要額に算入することと されていることにも念のため触れておきます。

1. 消防補助金

44億30百万円

(1) 消防防災施設緊急整備事業

3億22百万円

地方公共団体が実施する防火水槽等の施 設整備費に対して一部補助するものです。

(2) 消防防災設備緊急整備事業

31億1百万円

地方公共団体が実施する消防ポンプ自動車、救急業務高度化資機材(高規格救急自動車等)、防災無線等の設備整備費に対して一部補助するものです。

(3) 消防団基盤緊急総合整備事業

10億7百万円

消火活動や救助救出作業等重要な役割を 担っている消防団に係る基盤整備等を図る ため、地方公共団体が実施する消防団拠点 施設、消防防災用車両、各種資機材等の総 合的な整備に対して一部補助するものです。

2. その他消防庁事業 3億69百万円

(1) インターネットを活用した被災住民向け 災害情報システムの開発 2億23百万円 突発的に発生する災害時においては、地 方公共団体が被災状況や住民ニーズ等を十 分に把握できないことや、被災住民が被災 程度や応急対応に係る情報等を十分に把握 できないことがあるため、情報通信手段と して一般的になりつつあるインターネット 等を活用し、災害時における情報の収集・ 伝達を行うためのシステムを開発しようと するものです。 具体的には、インターネット技術等を活用して①住民から行政機関又は住民に対する情報提供のあり方、②行政機関から住民に対する情報提供のあり方についてそれぞれ検討を行い、地方公共団体のホームページ等を通じて災害情報の収集・伝達を行うための全国的な標準ソフトの開発などを行います。(平成13年度特別枠要望前倒し)

(2) 大深度地下等における消防隊員の位置特 定システムの開発 61百万円

大深度地下、道路トンネル、地下街、原子力発電所等消防活動が困難な空間においても、消防隊員の安全を確保するとともに、円滑で迅速な救助・救急及び消火活動を行うことができるよう、ITを活用した消防隊員の位置を特定できるシステムを開発するものです。

具体的にはジャイロ (回転儀) や PHS により消防隊員の位置を測定し、そのデータを無線により伝送して、画像処理したものを図面上に表示するシステムの開発を行います。 (平成13年度特別枠要望前倒し)

(3) 消防研究所の研究用資機材の整備

85百万円

地盤振動特性評価装置(軽量かつコンパクトな地震計及びデジタルレコーダー並びに携帯電話による遠隔操作装置からなる地盤振動計測装置)20台を緊急に整備するものです。

これらを使って、鳥取県西部地震のような大規模地震発生直後に頻発する余震や群発地震の発生時等において、住家に被害が出た地域や危険物施設直近の地域における地盤振動と損傷等被害の程度を細かく分析することにより、今後の地震対策に生かすこととしています。

○ 平成13年度「日本新生特別枠(留保枠)」の 要望について

平成13年度予算の概算要求において、中央省庁等改革の本旨を踏まえ、各省庁の連携・融合施策に特段の予算配分を行うため、各省庁の検討期間を確保する観点から8月末日の要望の対象とされていなかった「日本新生特別枠(留保枠)」については、去る10月20日に要望を提出することとなりました。

消防庁としては、自治省と郵政省が連携して行う「地方公共団体における申請・届出等の電子化の推進」の一環として、「消防防災分野の申請・届出等の電子化のためのシステム開発」で4億37百万円を追加要望しました。

阪神・淡路大震災に係る地震防災対策検討委員会 中間報告書の概要

震災対策指導室

はじめに

本検討委員会は、戦後最大の被害をもたらした阪神・淡路大震災から5年を経過したことを踏まえ、今後における大規模地震災害に対応した消防防災体制のあり方を検討するため、地震防災関係の有識者により平成12年4月に設置されました。

この委員会は、伊藤滋東京大学名誉教授を 委員長として、学識経験者等により構成され、 阪神・淡路大震災以後に講じられた施策等を 整理・検討し、新たな消防防災対策の確立を 目指して、提言としてとりまとめる作業を行っていますが、今回「災害に強いまちづく り」と「迅速な災害応急対策」の観点から、 当面する課題を中心に中間報告としてとりま とめられましたので、その主な内容について 紹介します。

【災害に強いまちづくり】

1. 防災基盤の整備

- (1) 地震による被害を軽減するためには、防災基盤の整備を進める必要がありますが、 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災 緊急五箇年計画が本年度末で期限切れを迎えることから、その実績を踏まえ、さらに 災害に強いまちづくりを推進する必要があり、同計画に係る耐震性貯水槽等の消防用 施設整備に対する国の財政上の特別措置を 継続するとともに、地方単独事業としての 緊急防災基盤整備事業に係る財政支援を充 実強化することが重要です。
- (2) 地震による被害を防止、軽減するためには、耐震化を積極的に進める必要があり、なかでも住民の避難場所となる建物、防災拠点となる建物など、災害対策の拠点となる公共施設の耐震化については、早急に取り組むことが必要です。

地方公共団体においては、今後耐震化計

画等を策定し、これに基づいた計画的な耐 震化の整備促進を図る必要があり、一方、 国においても、この計画に基づいて地方公 共団体が実施する事業について、財政支援 措置を強化する必要があります。

(3) 防災基盤の整備を進めるに当たっては、 各地方公共団体の防災部局が「防災」という観点から積極的に各種施策に参画し、関係部局との連携を密にすることが重要です。 特に地方公共団体のなかで、災害対応のノウハウを最も有しているのは消防部局であることから、その有効活用を積極的に図っていく必要があります。

2. 防災力の強化

(1) 平常時の予防対策の向上という観点から、 市町村における地域防災計画においては一 般災害対策計画と別に地域の実情にあった 「震災対策編」等を作成し、完結したもの として整備しておくことが必要です。

その中でも津波に係る対策については、 その特殊性にかんがみ、浸水域を想定した 被害想定など地域の実情を十分に踏まえる ことや社会経済状況の変化に伴う定期的な 見直しを行うことが重要です。

(2) 防災機関等がより効率的、効果的な防災 行動をとり、被害を最小限にくい止めるためには、防災訓練が非常に重要であり、その実施については具体的な訓練計画を構築 することが大切です。

さらに、警察、自衛隊など他の機関との 合同での総合訓練等を積極的に取り入れる べきです。

(3) 大規模災害に備えて、地方公共団体の長及び職員等に対する平常時の予防対策、発災後の応急対策、復旧対策などの危機管理への対応についての研修を積極的に進める必要があります。

(4) 自主防災組織の充実強化としては、平常時から消防防災に関する知識・技術の習得を推進しておくとともに、消防団との連携を図り、日頃からの協力体制を確立しておく必要があります。

また、既存の組織ばかりでなく、商店会などの団体を活用し、地域防災活動の充実を図るとともに、青年層の段階から地域の防災活動に参加を促進することが重要です。

- (5) 災害ボランティア活動の環境整備として、 災害ボランティアリーダー・コーディネー ター等の育成を行うとともに、平常時から 災害ボランティア団体と地方公共団体が災 害発生時の対応のあり方などについて意見 交換を行い、それぞれの立場を明確に定め ておくことなどが必要です。
- (6) 住民に対する積極的な防災情報の提供は 重要であり、今後国は各地方公共団体に対 し、情報提供のノウハウや事例等を提供を 行い、また、インターネット、iモードな ど新しい情報提供手段の有効な活用方法を 検討しておくことが必要です。

【迅速な災害応急対策】

1. 初動体制の確立

(1) 発災時における地方公共団体の危機管理 体制の迅速な確立を図るために、職員の参 集基準の明確化、職員の宿直等による24時 間体制の確立、緊急参集を容易にするため の待機宿舎等の整備推進が必要です。

特に、市町村においては、円滑な初動体制 を確立するために、24時間体制をとる消防 部局が防災業務全体又は災害発生時の応急 対策の中心を担うことが望ましいと考えます。

- (2) 大規模災害時、防災機関の現地における 情報収集手段として、ヘリテレ映像、高解 像度衛星映像を分析し、災害状況を的確に 把握するシステムを構築することは非常に 重要です。
- (3) 住民に対する情報提供の手段として、防 災行政無線(同報系)は非常に有効であり、 その適正配置などの対応を図るとともに、 平常時の稼働確認を怠らないような体制が 必要です。

(4) 消防防災機関相互の情報伝達情報手段として、衛星系情報通信ネットワークの早急な全国整備が必要であり、また、伝送する情報量の拡大、高度化に備えて、その伝送能力を高めておくことが重要です。

さらに、応急対策を講じるうえで、ヘリテレ映像などを使い被災状況を映像により 把握する画像伝送システムの構築が重要です。

(5) 大規模かつ広域的な災害時には、初期情報の収集が重要であるため、全国的な対応が必要です。

このため、直接消防本部と消防庁との間で情報伝達を行う仕組みを今後充実する必要があります。

2. 応急体制の充実

(1) 消防活動に係る施設・資機材の整備として、耐震性貯水槽については、地域の実情にあった適正な整備が望まれ、市町村が整備目標を設定しうる基準を定めておく必要があります。

また、今後大規模災害時に大量の情報等を伝送する必要があるため、消防・救急無線の新たな周波数の確保、デジタル化等を 一層推進することが重要です。

(2) 消防団は今後も地域の防災のリーダーとして、中心的な役割を担うことが重要であり、各市町村においては消防力の基準に従い、人員及び資機材等の充実を行うことが必要です。

さらに地域の諸団体との交流を深め、地域住民への広報活動を積極的に行い、消防団に対する地域の理解と認識を深めておくことが必要です。

- (3) 自主防災組織においては、発災時の災害 対応能力を高めるため、引き続き防災用資 機材の整備を推進するとともに、実践的な 訓練を行うなどの措置を講ずる必要があり ます。
- (4) 消防・防災ヘリコプターについては、応援活動を迅速かつ円滑に行うために、ヘリコプター活動全般にわたって必要な事項をあらかじめ定めておくとともに、公園等を臨時着陸場として活用するための関係機関

等の協議や夜間運航体制の構築を進め、救 急搬送においてもその体制の構築と実績の 積み重ねが重要です。

なお、市街地における空中消火のあり方としては、消火戦術としての実践上の諸課題を踏まえ、効果的に実施する方策についてさらに検討を進める必要があります。

- (5) 被災者対策としては、行政機関とマスコミとの有機的な連携や防災行政無線(同報系)、コミュニティFM、CATVの活用を図るとともに、インターネットについても災害時の活用方法を広い視野で十分に検討しておく必要があります。
- (6) 災害弱者に対しては、そのカテゴリー毎にきめ細かい情報提供が必要であり、その提供に当たっても、本人への情報提供、保護者への情報提供のあり方などにも十分な配慮が必要です。

3. 消防応援の推進

(1) 広域応援体制の充実という観点から、緊急消防援助隊を強化するため、消火部隊を 救助部隊・救急部隊と同様に、近隣のみならず全国から被災地に短時間で大量に出動できる体制が必要であり、また現在の救助部隊、救急部隊の部隊数の増加、救急隊が医師を伴い出動し、災害現場で負傷者の迅速な治療行為ができる体制等の整備が必要 です。

また、緊急消防援助隊の迅速な出動体制 を図るために、消防庁長官の出動要請に備 えて、自動的に出動準備が出来るような体 制が必要であり、各都道府県においても緊 急消防援助隊の受入を想定した計画の策定 が重要です。

(2) 大規模災害時において、応援を受ける市町村が複数におよぶ場合、指揮をとる市町村長も複数になることから、その調整など消防部隊の指揮等のあり方について、より効果的になるような見直しを行うことが重要です。

おわりに

以上、阪神・淡路大震災に係る地震防災検 討委員会において中間報告として出された報 告書の概要を紹介してきましたが、この委員 会で検討している間にも、三宅島及び新島・ 神津島近海の地震活動あるいは鳥取県西部地 震など多くの地震災害が発生しています。

地方公共団体及び防災関係機関においては、 今回の提言内容について改めてご検討いただ き、地震災害による被害を最小限に抑えるた めの施策のあり方とその対応策について、早 急に検討・実施されることが必要であると考 えます。



神戸市長田区で発生した火災(神戸市消防局提供)